

Uターン積極採用企業マッチングイベント運営業務に係る仕様書

1. 委託業務名

Uターン積極採用企業マッチングイベント運営業務

2. 業務目的

本業務では、島根県外在住の島根県出身者（特に20～30代）に対して、Uターン積極採用をする企業との出会い・きっかけづくりとなる求職者向けイベントを開催することにより、島根県へのUターン就職に繋げることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日～令和5年3月31日（金）

4. 業務内容

Uターン積極採用企業とUターン求職者が効果的に出会えるためのマッチングイベントを提案し、Uターン就職につながるように財団と連携してイベントを管理運営する。

(1) 全体的な企画策定及び運営管理	<ul style="list-style-type: none">・本業務にあたっての全体的な企画策定をすること。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・イベント開催は、2月1日（水）～2月28日（火）の1か月間と想定すること。・マッチングイベントはオンライン上での開催として、参加者限定の特設サイトを想定すること。・特設サイトでは、参加企業及び求職者の情報を閲覧できるようにし、お互いからのリクエスト等のアクションに繋がるようにサイトの仕様及び運用方法を提案すること。 <p><想定規模：参加企業100社 Uターン求職者50人></p> <p>※特設サイトの制作保守については、財団が指定する業者が実施するものとし、本業務ではサイト制作に必要な全ての情報及びデザインを用意し、イベント開催におけるサイトを活用した業務を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・イベントのマッチング方法として、定住財団の職業紹介スタッフの仲介により、より弾力的かつ効果的なマッチングに繋がる設計にすること。なお、マッチング業務が円滑に進むように、財団担当者と連携を取りながら、Uターン求職者の支援方法や流れを整理し、必要に応じて職業紹介スタッフへの説明会を実施すること。
(2) 参加企業及び求職者の募集・対応管理	<ul style="list-style-type: none">・参加企業及び参加求職者の募集対応及び問合せ対応をはじめとする、イベントの運営管理に必要な対応を全て担うこと。・県内企業向けに、Uターン者積極採用希望の企業を募り、Uターン者に提供すべき情報を収集し、特設サイトに掲載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者の参加要件は、県外在住かつ島根県出身者のしまね登録者とし、イベント参加に必要なプロフィール情報を収集し、特設サイトに掲載すること。なお、求職者の募集に際し、インセンティブを付ける場合は具体的な内容を提案すること。
(3) 広報企画管理	<ul style="list-style-type: none"> ・財団が指定する業者と協議の上、チラシ・バナー・サイト用のデザイン制作をすること。 ・県外在住の島根県出身者に対して、効果的な広報を実施するための、広報企画の提案をすること。なお、提案の中にWEBもしくはSNSを活用することを必須とする。
(4) 実施体制・スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。 ・計画的かつ無理のない実現可能な実施体制、スケジュールにおいて事業実施すること。
(5) イベントレポートの作成・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの概要を整理し、レポートとしてまとめること。 ・イベント実施後、参加企業及びUターン求職者に対してアンケート調査を行うこと。
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、目的を達成するために効果的だと思われる企画がある場合は提案すること。

5. その他

(1) 財団との連携について

- ・業務の実施に当たっては、財団の担当者のほか、本業務に関係する者と情報共有、連絡調整及び業務改善の検討を行うこと。
- ・上記の関係者との適宜ミーティング（オンライン会議可）を実施すること。検討結果によって、業務内容の変更を指示する場合がある。
- ・本業務に係る実施状況を適宜報告すること。

(2) 著作権について

- ・本仕様書により作成されたデザインや写真等の全ての成果品の電子データは、財団へ提出し、成果品及びデザインや写真等のデータ等全ての著作権は財団に帰属する。また、その二次利用、再編集は財団が自由に行えることとする。

(3) 権利関係の処理について

- ・素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。
- ・受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前述のとおりとする。

(4) 個人情報の保護について

- ・個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の取り扱いに係る特記事項」に基づき、適切に管理する。

(5) 納品物について

- ①報告書
- ②広報実績（広報内容・配信レポート等）
- ③本業務で取得した個人情報等一式

上記以外の詳細な事項に関しては、必要な都度協議の上決定するものとする。

個人情報の取り扱いに係る特記事項

※委託者＝公益財団法人ふるさと島根定住財団

受託者＝採択者

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受託者が、委託者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当

該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受託者は、この契約による業務を処理するために、受託者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする、ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(指示)

第14 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。